

学童クラブ機能付き放課後子どもひろば事業指導要領

（目的）

第1条 この要領は、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば事業（以下「機能付き事業」という）の運営にあたり、職員が指導上留意すべき必要事項を定めるものとする。

（機能付き事業の基本的留意点）

第2条 機能付き事業は、保護者に代わって一定時間、組織的、継続的に保護し、併せて健全育成を図っていくものであるため、指導にあたっては児童の権利を尊重することを基本に以下の事項に十分留意して指導しなければならない。

1 環境設定

- (1) 機能付き事業は、児童にとって、下校後の一定時間、また長期休業中においては日中の大半の時間の生活の拠点である。したがって、できるだけ温かい雰囲気をつくるよう配慮し、子どもが安心して落ちつける環境づくりをする。
- (2) 日常的に衛生面、安全面の確認を行う。
- (3) 常に公平な態度で接することを心がけ、受容的な態度で児童の悩みや欲求を聞くようにする。

2 健康管理と安全の保持

児童は、心身ともに発達過程にあり、健康管理や不慮の事故・災害に適切に対処する能力が十分でない。したがって機能付き事業は、衛生・安全管理に配慮をするとともに児童の健康状態に十分注意を払う。

- (1) 機能付き事業は、応急的医薬品を常備するとともに、保護者との速やかな連絡態勢を整備し、怪我や事故、急病に対応できるようにしておく。
- (2) 児童が安全に生活できるよう、日常的に遊具や危険箇所の点検を行う。

3 社会的適応性を高めるための援助

- (1) 機能付き事業は、異年齢の児童が一定時間一緒に生活していくという特徴を活かして、児童が社会に適応する能力を身につけることができるよう援助する。
- (2) 児童の相互の関係に十分注意を払い、話し合いや集団遊びを通して信頼関係を築いていけるよう援助する。

4 自主的活動と生活圏の拡大

子どもは、成長するに従って交友関係も深まり、遊びの集団も拡大し、大人の制約から離れて行動することを望むようになることを考慮する。

- (1) 社会性を育み、児童の自主性、責任感、判断力を伸ばすような活動ができるよう配慮をする。
- (2) 一般利用の児童と積極的に交流を図るとともに、地域のより多くの児童と交流できるように努める。

5 家庭・学校との連携

児童について、保護者とのコミュニケーションを密にして、共通認識と相互理解のもとに指導をすすめる。

また、学校とも十分に連携を図り、相互の交流をすすめる、共通理解を築いていくよう努める。

（指導内容）

第3条 機能付き事業の基本的指導内容は、以下のとおりとする。

1 安全指導

- (1) 機能付き事業への行き帰りは、児童自身と保護者の責任において行なわれるものであるが、その経路については、保護者・学校と確認し安全指導を行なう。
- (2) 欠席の連絡は必ず保護者から受けるようにするとともに無断欠席等については、適宜保護者や学校と連絡をとり子どもの安全を確認する。
- (3) 児童は遊びに夢中になりすぎ不注意やけんかなどによりけがや事故が発生しやすいので、健全な遊びの指導や危険を避けるような指導を行なっていく。

(4) 交通安全、防犯指導や災害訓練をととして事故や災害に適切に対処できるように指導し、緊急時の対応については保護者に十分に周知する。

2 遊びの指導

児童は学校において、精神的、肉体的にある程度制約された状態にあるので、放課後は自由で活動的となるのが自然である。延長・機能付き事業での生活の中心である遊びを通して、児童の成長発達を図るよう指導を工夫する。

3 生活指導

機能付き事業では、家庭と協力して基本的生活習慣の習得を援助する。日課に従って行なうだけでなく、機能付き事業の生活全般にわたって起こりうるさまざまな問題に関して臨機に適切な指導を行っていく。

4 保護者要望による外出

保護者要望に応じ、指導時間中に習い事等により児童のみで外出する場合は、行き先や外出時間を保護者と十分に確認する。また、安全性や児童の発達段階について保護者に相談した上で実施する。

5 学習機会の確保

(1) 機能付き事業は、学校と同様の教科内容を指導する場ではないので、日常的には機能付き事業で宿題をしたいという児童に対して、きっかけを作るような声かけと学習環境の整備に努める。

(2) 長期休業中や学校振替休業日には、日課の中に学習時間を組みこんで、児童が学習に取り組めるように配慮する。

6 おやつ

夕食までの空腹を補うものとして、希望者に対し適切な時間におやつを提供する。

7 特別に配慮が必要な児童の指導

特別に配慮が必要な児童は、環境の変化への適応が難しい場合があるため、保護者や学校等との連携を密にし、同じような指導方針のもとで対応する。

(諸記録及び関係書類)

第4条 機能付き事業においては記録及び関係書類への記入は、客観的立場から、慎重かつ正確に行う。また、個人情報に留意して保管する。

附則

この要領は、平成27年4月1日より実施する。

附則

この要領は、平成29年4月1日より実施する。